

# 青森県報

第四千四百七十二号

平成三十年  
七月六日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉政策課) ……一
  - 生活保護法による医療機関の指定……………(同) ……一
  - 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……二
  - 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指  
定の辞退……………(保健衛生課) ……二
  - 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉保険課) ……二
  - 喀痰吸引等業務の登録……………(同) ……二
  - 国際港湾施設の制限区域の指定の一部改正……………(港湾空港課) ……三
- 公 告
- 肥料登録の有効期間の更新……………(食の安全・安心推進課) ……六
  - 出先機関
  - 土地改良区の役員の内任及び退任……………(西北地域県民局) ……六
- 正 誤
- 平成二十八年三月三十日号外第三十号人事委員会中……………(人事委員会事務局) ……六

## 告

## 示

### 青森県告示第五百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
工藤整形外科医院	弘前市大字三岳町六の一	平成三〇・五・一
波多野歯科医院	弘前市大字徳田町五	三〇・四・三〇
いちいち薬局深浦町岩崎店	一 西津軽郡深浦町大字岩崎字松原四七の	〃

### 青森県告示第五百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
波多野歯科医院	弘前市大字徳田町五	平成三〇・五・一
M's安原調剤薬局	弘前市大字安原一丁目二の一安原ファミリアの二	三〇・六・一
おかじま調剤薬局むつ店	むつ市緑ヶ丘三五の二	〃
深浦町国民健康保険深浦診療所	西津軽郡深浦町大字広戸字家野上一〇四の三	〃
しちのへ内科クリニック	上北郡七戸町字荒熊内二二二の一	〃

青森県告示第五百二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
M's安原調剤薬局 おかじま調剤薬局むつ店 しちのへ内科クリニック	弘前市大字安原一丁目二の二安原ファミリアの二 むつ市緑ヶ丘三五の二 上北郡七戸町字荒熊内二二二の一	平成三〇・六・一 〃 〃

青森県告示第五百三三号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号）第二十条第一項の規定により、次の指定医がその指定を辞退したので、同令第二十一条第三号の規定により公表する。

平成三十年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

区 指 定 医 の 氏 名	主として指定難病の診断を行う医療機関		担 当 診 療 科 名	指 定 辞 退 年 月 日
	名	称 所 在 地		

青森県告示第五百四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成三十年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

医 難 病 指 定	医 難 病 指 定	医 難 病 指 定	医 難 病 指 定
須田 俊宏	向井田 理	松田 哲朗	片野 博
院 青 森 安 全 災 害 防 災 機 構	病 院 八 戸 赤 十 字 会	別 診 療 所 今 別 町 国 民 健 康 保 険 局	友 会 弘 前 記 念 病 院
八 戸 市 大 字 白 銀 町 南 一	八 戸 市 大 字 田 面 中 明 戸 二	大 津 軽 郡 今 別 町 大 字 今 別 六 四	弘 前 市 大 字 境 関 西 田 五 九 の 一
内 科	糖 尿 病 ・ 内 分 泌 産 婦 人 科	内 科 ・ 外 科	整 形 外 科
三〇・六・三〇	三〇・四・一	三〇・三・三三	平 成 二 五 ・ 〇 ・ 二 一

青森県告示第五百五号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第

指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者 氏 名 又 は 名	主たる事務所の所在地又は住所	居 宅 サ ー ビ ス の 種 類	居 宅 サ ー ビ ス 事 業 を 行 う 事 業 所		指 定 年 月 日
			名 称	所 在 地	
株式会社なごみの里	弘前市大字藤代二丁目二二の七	通所介護	デイサービスセンター 岩木	弘前市大字駒越一字村元一二三三の	平 成 三 〇 ・ 七 ・ 一

一号の規定により公示する。

平成三十年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

〇二五〇〇七六	〇二五〇〇七五	〇二五〇〇七四	〇二五〇〇七三	〇二五〇〇七二	番登録 号録
〃	〃	三・六・二六	〃	平成 三・六・二六	年登 月日録
シニア 株式会社	社会福祉 法人大間 町社会福 祉協議会	社会福祉 法人大間 町社会福 祉協議会	社会福祉 法人大間 町社会福 祉協議会	社会福祉 法人大間 町社会福 祉協議会	名氏名 又は 称
青森市松 原の一丁 四丁目	下北郡大 間町大字 一六丁目	下北郡大 間町大字 一六丁目	下北郡大 間町大字 一六丁目	下北郡大 間町大字 一六丁目	住 所
住宅型有 料老人 ホーム スウェー ジ	特別養護 老人ホーム つまくろま	特別養護 老人ホーム つまくろま	短期介護 生活介護 事業所 庄ヶ野山 テニシア ン	特別養護 老人ホーム ム松山荘	名 称
青森市桜 川の二丁 一丁目	下北郡大 間町大字 一〇丁目	下北郡大 間町大字 一〇丁目	下北郡大 間町大字 一〇丁目	下北郡大 間町大字 一〇丁目	所 在 地
〃	〃	三・六・二六	〃	平成 三・七・一	年予 月日定 業務開始
住宅型有 料老人 ホーム	短期介護 生活介護 施設	介護老人 福祉施設	短期介護 生活介護 施設	介護老人 福祉施設	備 考

青森県告示第五百六号

平成十六年七月一日青森県告示第四百八十号（国際港湾施設の制限区域の指定）の一部を次のように改正する。

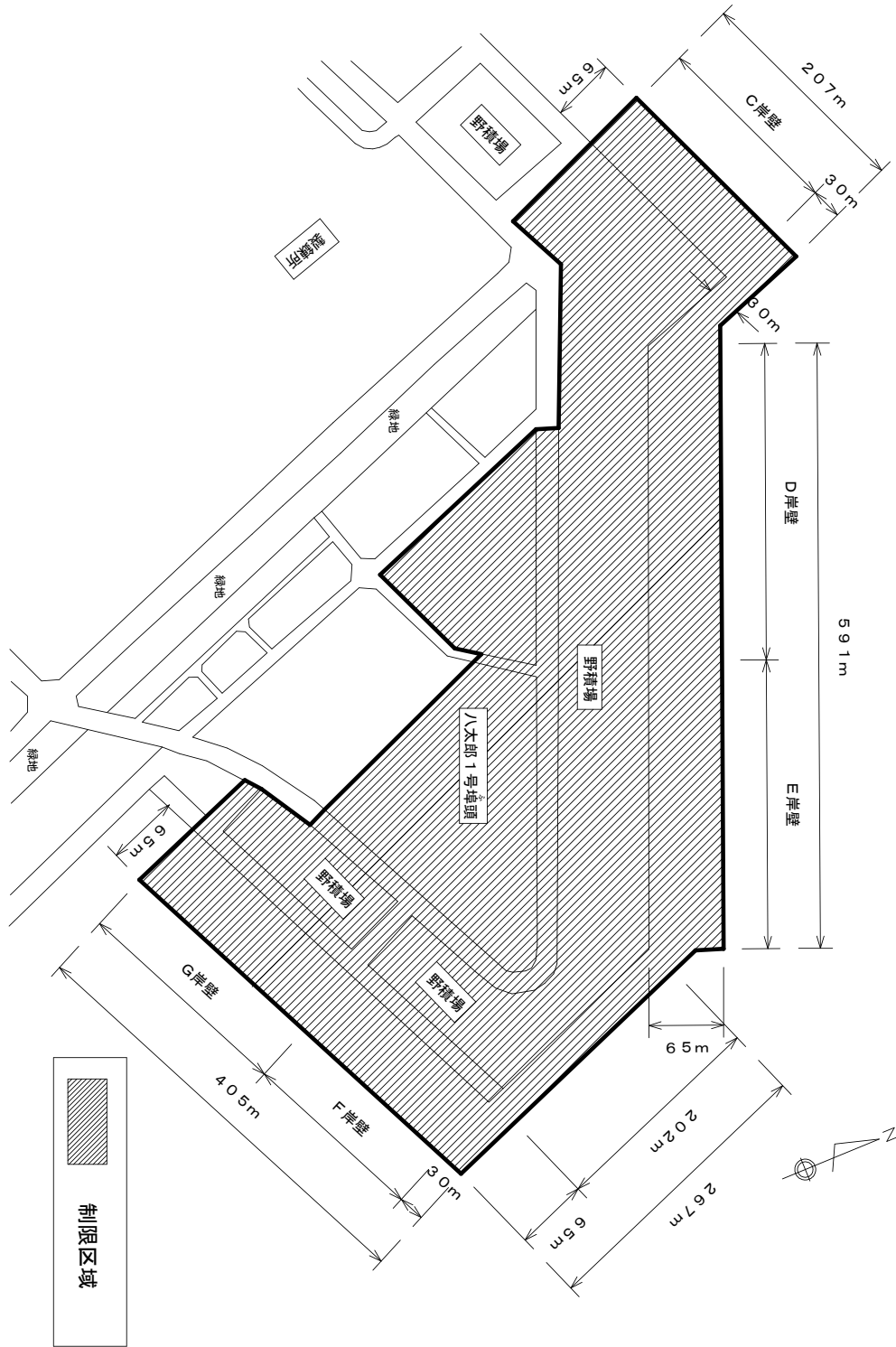
平成三十年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

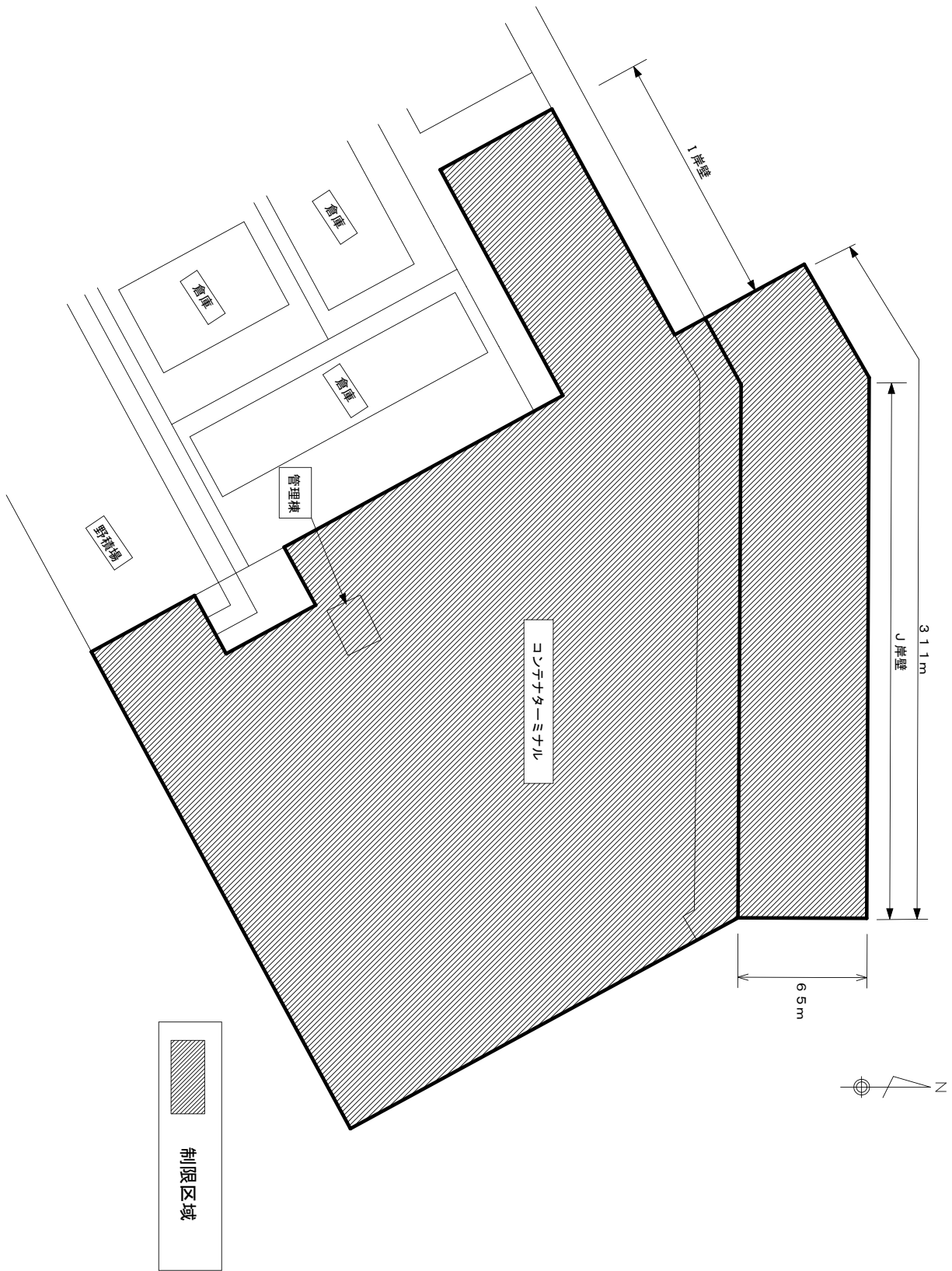
表八戸港の項を次のように改める。

八 戸 港	八戸市大字河原木字海岸三五の一地先の区域及びその前面水域のうち別図4に示す区域、同市大字河原木字海岸一〇の一、二、三の一、二三の三、二三の四、二三の五、二三の六及び二三の区域並びにその前面水域のうち別図5に示す区域、同市大字河原木字海岸三六の一、三六の九、三六の一八、三六の一九、四〇及び四一地先の区域並びにその前面水域のうち別図6に示す区域、同市大字河原木字海岸二七の区域の前面水域のうち別図7に示す区域、同市豊洲二の一地先の区域及びその前面水域のうち別図8に示す区域、同市豊洲二の二地先の区域及びその前面水域のうち別図9に示す区域並びに同市豊洲七の一の区域の前面水域のうち別図10に示す区域
-------	---

別図5及び別図6を次のように改める。



別図5



別図6

別図7を削り、別図8を別図7とし、別図9を別図8とし、別図10を別図9とし、別図11を別図10とし、別図12を削る。

### 公 告

#### 肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、平成三十年六月二十八日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成三十年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 三四〇号	肥料の種類 魚かす粉末	肥料の名称 純有機六号	保証成分量 (パーセント) 窒素全量 七・〇 りん酸全量 五・〇	その他の規 格 生産業者の氏 名又は名称及 び住所 丸光水産株式 会社 八戸市諏訪二 丁目二六の一 六
青森県第 三四一号	魚かす粉末	純有機七号	窒素全量 八・〇 りん酸全量 四・〇	公定規格 のとおり 公定規格 のとおり

### 出 先 機 関

#### 土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、五所川原市南部土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成三十年七月六日

西北地域県民局長 平 野 義 一

区別	氏 名	住 所	就任及び退任 の年月日
理 事	石岡 久悦	五所川原市大字野里字牧ノ原七五の二	平成 三〇・六・三就任
〃	石岡 裕	〃	〃
〃	〃	字野岸七の二	平成 三〇・三・三退任

### 正 誤

人事委員会事務局

発行年月日 平成三〇年 七月三十一日	区 分 人事委員会 規則	番 号 七―三九	ペー ジ 一八	段 行 下 中	誤 正 短 大 卒 一級 三号給 短 大 卒 二級 三号給
--------------------------	--------------------	-------------	------------	------------	-------------------------------------

(発行人)  
青森市長 島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭